

○平成二年郵政省告示第七百二十一号（電気通信術の試験の方法を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三条の規定による電気通信術の試験の方法を次のとおり定める。</p> <p>なお、平成二年郵政省告示第二百四十八号（電気通信術の試験の方法を定める件）は廃止する。</p> <p>一 モールス電信</p> <p>1 電気通信術の試験（以下「試験」という。）は、運用規則別表第一号のモールス符号を使用し、あらかじめ備付けの装置を操作することにより行うものとする。ただし、受験者が持参した電鍵であつて、指定試験機関が適当と認めるものを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 試験は、次の事項を順次送信して行うものとする。</p> <p>（一）及び（二）（略）</p>	<p>一 （同上）</p> <p>1 電気通信術の試験（以下「試験」という。）は、運用規則別表第一号のモールス符号を使用し、あらかじめ備付けの装置を操作することにより行うものとする。ただし、受験者が持参した電鍵又は耳の不自由な受験者が持参したモールス符号を受信するための補助器具（第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士に係る試験の場合に限る。）であつて、指定試験機関が適当と認めるものを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（一）及び（二）（略）</p> <p>（三）欧文文書形式による場合（第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の場合）</p> <p>（1）・・・・・ ・・・・・ </p> <p>（2） ・・・・・ </p> <p>（3）本文</p> <p>（4）・ ・ ・ </p>

二及び三 (略)

注 送信した語字を訂正するには、.....(八点)を
前置し、訂正しようとする字の前二、三字の適当の字から更
に送信して行くものとする。

二及び三 (略)